

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場
(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)	(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)
42-3 保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。	42-3 保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(4) 定率法の別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油であって、 <u>これらの号</u> に規定する規格の範囲内のもの	(4) 定率法の別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油であって、 <u>同号</u> に規定する規格の範囲内のもの
(5)・(6) (省略)	(5)・(6) (同左)
(7) エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造した <u>エチルアルコール（エタノール）</u> を原料として製造したもの（関税暫定措置法施行令第4条第1項の証明書（以下この項において「証明書」という。）の提出が可能なものの又は同条第2項に規定する証明書の交付に係る手続が行われているもの（ <u>バイオエタノール及びバイオETBEの関税無税化のためのバイオ由来証明の取扱いについて</u> （平成20年4月1日経済産業省資源エネルギー庁官通達）4(2)の科学的なバイオ由来証明試験のための試料採取が必要なものを除く。））	(7) エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造した <u>エタノール</u> を原料として製造したもの（関税暫定措置法施行令第6条の2第1項の証明書（以下この項において「証明書」という。）の提出が可能なものの又は同条第2項に規定する証明書の交付に係る手続が行われているもの（ <u>バイオETBEの関税無税化のためのバイオ由来証明の取扱いについて</u> （平成20年3月31日経済産業省資源エネルギー庁官通達）4(2)の科学的なバイオ由来証明試験のための試料採取が必要なものを除く。））
(8) (省略)	(8) (同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4節 保税工場</p> <p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56-18 定率法の別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税定率法基本通達20の2-2に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1) 保税工場の許可</p> <p>イ 定率法の別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油（以下この項において「外貨軽油」という。）に關税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。</p> <p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>第4節 保税工場</p> <p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56-18 定率法の別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税定率法基本通達20の2-2に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1) 保税工場の許可</p> <p>イ 定率法の別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油（以下この項において「外貨軽油」という。）に關税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。</p> <p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前											
<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通關</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>第6章 通關</p> <p>第3節 一般輸入通關</p> <p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>											
別表第1												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ワ) (省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>(ワ) <u>畜産經營の安定に関する法律</u> (昭和36年法律第183号)</td><td>第24条 《指定乳製品等の輸入》 第25条 《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》</td><td>(1) (省略) (2) 第25条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第25条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する</td></tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ワ) (省略)	(省略)	(省略)	(ワ) <u>畜産經營の安定に関する法律</u> (昭和36年法律第183号)	第24条 《指定乳製品等の輸入》 第25条 《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》	(1) (省略) (2) 第25条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第25条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等										
イ. (省略)	(省略)	(省略)										
ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ワ) (省略)	(省略)	(省略)										
(ワ) <u>畜産經營の安定に関する法律</u> (昭和36年法律第183号)	第24条 《指定乳製品等の輸入》 第25条 《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》	(1) (省略) (2) 第25条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第25条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ワ) (同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(ワ) <u>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法</u> (昭和40年法律第112号)</td><td>第13条 《指定乳製品等の輸入》 第14条 《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》</td><td>(1) (同左) (2) 第14条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第14条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する</td></tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (同左)	(同左)	(同左)	ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ワ) (同左)	(同左)	(同左)	(ワ) <u>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法</u> (昭和40年法律第112号)	第13条 《指定乳製品等の輸入》 第14条 《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》	(1) (同左) (2) 第14条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第14条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等										
イ. (同左)	(同左)	(同左)										
ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ワ) (同左)	(同左)	(同左)										
(ワ) <u>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法</u> (昭和40年法律第112号)	第13条 《指定乳製品等の輸入》 第14条 《輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し》	(1) (同左) (2) 第14条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第14条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する										

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
(カ)～(ヨ) (省略)	(省略)	契約締結承諾書」又はその写し  (省略)	(カ)～(ヨ) (省略)  (タ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）	契約締結承諾書」又はその写し  (省略)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 輸入物品が第2条第6項に規定する新規化学物質の場合イ. 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第8項の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され又は<u>第2条第4項に規定する監視化学物質</u>若しくは<u>同条第5項に規定する優先評価化学物質</u>に該当する旨の指定がされた後においては、上記(2)の規定による。</p> <p>ロ. ~ニ. (省略)</p> <p>ホ. 第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質（高分子化合物）の場合は、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</p> <p>ヘ. (省略)</p> <p>ト. 第7条第2項において準用する第4条第1項又は第</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 輸入物品が第2条第6項に規定する新規化学物質の場合イ. 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第8項の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第4項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され又は<u>第2条第5項に規定する優先評価化学物質</u>に該当する旨の指定がされた後においては、上記(2)の規定による。</p> <p>ロ. ~ニ. (同左)</p> <p>ホ. <u>法</u>第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質（高分子化合物）の場合は、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</p> <p>ヘ. (同左)</p> <p>ト. 第7条第2項において準用する第4条第1項又は第</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
(レ)～(ム) (省略)	(省略)	(省略)	2項の規定により同条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し（当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なる場合にあっては、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書）。ただし、第7条第2項において準用する第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が告示された後においては、上記(2)の規定による。	(レ)～(ム) (同左)	(同左)	2項の規定により同条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し（当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なる場合にあっては、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書）。ただし、第7条第2項において準用する第4条第4項の規定により当該新規化学物質が第2条第5項に規定する優先評価化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記(2)の規定による。
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)			